

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																								
第 1 章 総則 (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 <table><tr><th>用語</th><th>意味</th></tr><tr><td>1-12 (略)</td><td></td></tr><tr><td>13 <u>P H S 事業者</u></td><td><u>電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第 6 条第 4 項第 6 号に規定する P H S の陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者</u></td></tr><tr><td>14-27 (略)</td><td></td></tr><tr><td>28 <u>交換設備</u></td><td><u>多数の端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備</u></td></tr><tr><td>29 <u>中継交換機</u></td><td><u>電話サービス又は総合デジタル通信サービスの中継交換を行う当社が指定する交換設備</u></td></tr></table> 第 3 章 任意協定の締結手続き (非指定電気通信設備との接続申込みの承諾) 第 7 条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って承諾します。 (1)～(4) (略) (通信時間の測定等) 第 20 条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点を 1 回として登算し、当社の機器により測定します。 2 (略) 3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。 (1)～(3) (略) (4) <u>接続約款における緊急通報用電話に接続する場合の取扱いに関する規定により接続を行った場合の通信</u> 第 9 章 雑則 (承諾の限界) 第26条 当社は、接続申込者から工事又は手続き等の請求があった場合において、この約款において別段の定め	用語	意味	1-12 (略)		13 <u>P H S 事業者</u>	<u>電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第 6 条第 4 項第 6 号に規定する P H S の陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者</u>	14-27 (略)		28 <u>交換設備</u>	<u>多数の端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備</u>	29 <u>中継交換機</u>	<u>電話サービス又は総合デジタル通信サービスの中継交換を行う当社が指定する交換設備</u>	第 1 章 総則 (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 <table><tr><th>用語</th><th>意味</th></tr><tr><td>1-12 (略)</td><td></td></tr><tr><td>13 <u>削除</u></td><td></td></tr><tr><td>14-27 (略)</td><td></td></tr><tr><td>28 <u>削除</u></td><td></td></tr><tr><td>29 <u>削除</u></td><td></td></tr></table> 第 3 章 任意協定の締結手続き (非指定電気通信設備との接続申込みの承諾) 第 7 条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って承諾します。 (1)～(4) (略) (5) <u>接続申込者とその非指定電気通信設備との接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第 3 号に掲げる理由を除きます。）。</u> (通信時間の測定等) 第 20 条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点を 1 回として登算し、当社の機器により測定します。 2 (略) 3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。 (1)～(3) (略) (4) <u>削除</u> 第 9 章 雑則 (承諾の限界) 第26条 当社は、接続申込者から工事又は手続き等の請求があった場合において、この約款において別段の定め	用語	意味	1-12 (略)		13 <u>削除</u>		14-27 (略)		28 <u>削除</u>		29 <u>削除</u>	
用語	意味																								
1-12 (略)																									
13 <u>P H S 事業者</u>	<u>電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第 6 条第 4 項第 6 号に規定する P H S の陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者</u>																								
14-27 (略)																									
28 <u>交換設備</u>	<u>多数の端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備</u>																								
29 <u>中継交換機</u>	<u>電話サービス又は総合デジタル通信サービスの中継交換を行う当社が指定する交換設備</u>																								
用語	意味																								
1-12 (略)																									
13 <u>削除</u>																									
14-27 (略)																									
28 <u>削除</u>																									
29 <u>削除</u>																									

がある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又はその請求を承諾することによって保守することが著しく困難であるとき等当社の業務遂行上支障があるとき、又は接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をその請求した接続申込者に書面により通知します。

(準用)

第 28 条 標準的な接続箇所、事前照会、非指定電気通信設備との接続における接続申込み以外の任意協定の締結手続き、当社の光回線設備との接続に関する手続き、任意協定上の地位の移転又は承継、任意協定の変更及び解除、守秘義務、必要事項の通知（相互接続点及び接続対象地域の追加、変更又は廃止に係る事項を除きます。）、情報の提出、相互協力、協定事業者の切分責任、第三者への債権譲渡等、優先的に扱う通信の識別及び緊急通報用電話に接続する場合の取扱い、接続等の一時中断、停止及び中止、網使用料を当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の取扱い、期限の利益喪失、債務の履行の担保、割増金及び延滞利息、技術的条件、責任の制限、解除等の場合の取扱い及び免責、利用者料金の設定、請求及び課金、ローミングに係る特例並びに利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応については、接続約款の規定を準用します。

料金表
第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1) 中継区間伝送機能に係る料金の適用	<u>ア 相互接続通信ごとに、通信地域間距離に対応して仮想接続点相互間の接続料金として算出した 2（料金額）2－1 中継区間伝送機能に掲げる料金額を適用して算定します。</u> <u>イ 通信地域間距離は、接続約款第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 4 欄に規定する箇所に設置された相互接続点又は仮想接続点の属する単位料金区域相互間の相互接続通信の通信地域間距離を電話サービス契約約款に規定する通信地域間距離の測定方法により算出します。</u> <u>ウ 中継区間伝送機能の網使用料については、1 通信ごとの料金額及び 1 秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。</u>

2 料金額
2－1 中継区間伝送機能

通信地域間距離	1 通信ごとの料金額	1 秒ごとの料金額
60kmまで	0.44円	0.0130円
160kmまで	0.51円	0.0351円

がある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、その請求を承諾することによって保守することが著しく困難であるとき等当社の業務遂行上支障があるとき、又は接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をその請求した接続申込者に書面により通知します。

(準用)

第28条 標準的な接続箇所、事前照会、非指定電気通信設備との接続における接続申込み以外の任意協定の締結手続き、当社の光回線設備との接続に関する手続き、任意協定上の地位の移転又は承継、任意協定の変更及び解除、守秘義務、必要事項の通知（相互接続点及び接続対象地域の追加、変更又は廃止に係る事項を除きます。）、情報の提出、相互協力、協定事業者の切分責任、第三者への債権譲渡等、優先的に扱う通信の識別、接続等の一時中断、停止及び中止、網使用料を当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の取扱い、期限の利益喪失、債務の履行の担保、割増金及び延滞利息、技術的条件、責任の制限、解除等の場合の取扱い及び免責、利用者料金の設定、請求及び課金、ローミングに係る特例並びに利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応については、接続約款の規定を準用します。

料金表
第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1) 削除	

2 料金額
2－1 削除

160kmを超えるもの	0.81円	0.1190円
-------------	-------	---------

- 第3 その他の費用
1 (略)
2 その他の費用の額

区 分		単 位	料金額	備考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	1 ポートごとに月額	47 円	――

別表1 非指定電気通信設備との接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備 考
中継区間伝送機能	中継交換機に設置された仮想接続点相互間の相互接続通信（相互接続点相互間のものに限り、以下同じとします。）を伝送する機能	
光信号局内区間伝送機能	光信号局内伝送路により伝送を行う機能	
IP通信網県間区間伝送機能	接続約款に規定するIP通信網内に設置された仮想接続点相互間の相互接続通信をIP通信網県間区間伝送路により伝送する機能	
中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	
上記以外の機能	この料金表に定める上記以外の接続機能	

別表2 接続形態
【NTT東日本の場合】

- 以下について、接続約款の別表2の規定を準用します。
- (1) 北海道内の札幌、函館、北見、釧路及び旭川の中継区域（当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。以下同じとします。）の中継交換機相互間並びに東京都内の東京及び立川の中継区域の中継交換機相互間
- 【NTT西日本の場合】
- 以下について、接続約款の別表2の規定を準用します。
- (1) 福岡県内の福岡及び北九州の中継区域（当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。以下同じとします。）並びに静岡県内の静岡及び沼津の中継区域の中継交換機相互間

- 第3 その他の費用
1 (略)
2 その他の費用の額

区 分		単 位	料金額	備考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	1 ポートごとに月額	88 円 87 円	――

別表1 非指定電気通信設備との接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備 考
削除		
光信号局内区間伝送機能	光信号局内伝送路により伝送を行う機能	
IP通信網県間区間伝送機能	接続約款に規定するIP通信網内に設置された仮想接続点相互間の相互接続通信をIP通信網県間区間伝送路により伝送する機能	
中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	
上記以外の機能	この料金表に定める上記以外の接続機能	

別表2 接続形態
【NTT東日本の場合】

- 以下について、接続約款の別表2の規定を準用します。
- (1) 削除
- 【NTT西日本の場合】
- 以下について、接続約款の別表2の規定を準用します。
- (1) 削除

附 則（令和 7 年 3 月 27 日東相制第 000200000581 号及び令和 7 年 3 月 28 日相制第 155500000509 号）
（実施時期）

この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施し、料金表第 1 表（接続料金）第 3（その他の費用）2（その他の費用の額）第 2 欄については、令和 7 年 1 月 1 日に遡及して適用することとします。